## 中央大学における公的研究費の適正な使用に関する行動規範

この行動規範は、公的研究費(注1)を使用する上での公的研究費の使用及び管理に関わる者(以下「関係者」という。)としての取組の指針を明らかにするものである。

- 1. 研究者は、公的研究費の使用に当たり、当該研究費の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール及び事務処理手続きを遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
- 2. 関係者は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究者に おいては適正かつ計画的・効率的な使用に努め、事務職員においては機関管理の主体 的な役割を担うものとする。
- 3. 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動しなければならない。
- 4. 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動しなければならない。
- 5. 関係者は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に 防止するよう努めなければならない。
- 6. 関係者は、公的研究費の取扱いに関する理解や意識を高めるためのコンプライアンス 教育を受講するとともに、関係法令等、使用ルール及び事務処理手続きの理解に努め なければならない。
- 7. 関係者は、公的研究費の執行に当たり取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 8. 公的研究費の不適正な使用または不適正な使用の恐れがあることを知った関係者は、速やかに通報窓口に通報しなければならない。
- (注1)公的研究費とは、国又は地方公共団体等の公的団体から研究のために使用条件を定めて提供された資金をいう。